

第 5 1 号議案

加東市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

加東市立学校設置に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前			改 正 後		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第 2 条 前条の市立小学校、中学校及び義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			第 2 条 前条の市立小学校、中学校及び義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		
	名称	位置		名称	位置

小学校	社小学校	加東市社 1 5 5 0 番地
	福田小学校	加東市沢部 6 1 3 番地 1
	米田小学校	加東市上久米 1 6 9 3 番地
	三草小学校	加東市上三草 1 1 8 番地
	鴨川小学校	加東市平木 1 3 0 8 番地
	滝野南小学校	〔略〕
	滝野東小学校	〔略〕
中学校	社中学校	加東市木梨 1 1 3 4 番地 6 2
	滝野中学校	〔略〕
義務教育学校	東条学園小中学校	〔略〕

小学校	社学園小学校	加東市木梨 1 1 3 4 番地 6 2
	滝野南小学校	〔略〕
	滝野東小学校	〔略〕
中学校	社学園中学校	加東市木梨 1 1 3 4 番地 6 2
	滝野中学校	〔略〕
義務教育学校	東条学園小中学校	〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 社学園小学校及び社学園中学校の入学手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第 5 1 号議案 要旨

加東市立学校設置に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

小学校の統合及び中学校の名称変更に当たり、条例を改正する必要があるため。

2 改正内容

市立学校の名称及び位置の表から社小学校、福田小学校、米田小学校、三草小学校、鴨川小学校を削り、社学園小学校を加え、社中学校を社学園中学校に改めること。（第 2 条関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日